

長野労発基0825第1号

令和7年8月25日

長野地方最低賃金審議会

会長 山本 恭子 殿

長野労働局長

三浦 栄一郎

長野地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、長野県労働組合連合会、生協労連コープネットグループ労働組合及び一般社団法人長野県タクシー協会から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。